鎌倉産品推奨委員会

鎌倉産品推奨委員会規約第3条第3号に係る認定要領

(趣旨)

第1条 鎌倉産品推奨委員会(以下「委員会」という。)は、他地域との差別化を図り、事業者の強化、地域活性化、さらには鎌倉の発展に寄与することを目的に、鎌倉の産品(商品・料理)としてブランド化を推進するため"かまくら推奨品"の認定要領を定める。

(認定基準等)

第2条 「鎌倉らしさ」を感じさせる素材、特色ある製法・技術、歴史・文化に基づいた 産品、または鎌倉において生産、製造、加工等された産品で、次の認定基準に合致 するものとする。

[認定基準]

- (1) 鎌倉の素材、歴史・文化を活かし、若しくは鎌倉をイメージできること。
- (2)「商品・料理」に独自性・独創性があり、品質が確かであること。
- (3)「商品・料理」にこだわりがあること。
- (4) 事業の広がりや新たな需要を喚起できること。
- (5) 価格が適正であること。
- 2 認定申請を行う場合においては、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。但し、意匠権・工業所有権など他の権利を侵害していると思われる場合には、認定申請を行うことはできない。
 - (1) 申請しようとする者が、鎌倉商工会議所の会員であること。
 - (2) 申請しようとする者が、鎌倉市内にある業界の組合員であること。ただし、組合がない場合はその限りではない。
 - (3) 認定を受けようとする産品が、業界での製造基準、表示義務を満たしていること。
 - (4) 関係法令に違反していないこと。

(認定方法)

- 第3条 産品の認定は、認定会において前条に定める認定基準等に基づいて評価・協議し、 決定する。
 - 2 認定申請は、所定の認定申請書(様式1号)に必要事項を記入の上、次の各号に 掲げるサンプル並びに添付書類を委員会事務局に提出するものとする。
 - (1)申請品のサンプルの提出
 - ア. サンプルが生鮮品の場合は認定会当日の持ち込みを可能とする。
 - イ. サンプル品は原則として返却しない。

ウ. サンプル品を提出できない場合は、写真で代えることができる。

(2) 添付書類

- ア. 事業所案内、商品パンフレットなど事業所PR資料。
- イ. 事業所や代表者に関する紹介記事(新聞・雑誌・書籍などの写し)など。
- 3 "かまくら推奨品"として引き続き認定を受けようとする場合はこれを継続認定 とし、所定の継続認定申請書(様式2号)に必要事項を記載の上、交付を受けて いる認定書の写しを添付して、委員会事務局に提出するものとする。但し、当該 "かまくら推奨品"に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、継続認定 によらず、新たな申請によるものとする。
 - (1)価格を値上げをした場合で、その値上げ割合が20%以上であるとき。
 - *値上げの理由が、原材料等の高騰によることが明らかである場合を除く。
 - (2) パッケージレイアウトを変更した場合。
 - *原材料や生産者・販売者等の表記の変更、「認定マーク」「ロゴマーク」の追加表記の場合を除く。
- 4 認定にあたっては、認定申請料を徴収するものとし、その額は、5,000円とする。但し前号に係る継続認定の場合にあっては、無料とする。
 - *申請産品の取扱については以下の通りとする。
 - 1、1事業所5品までとする。
 - 2、サイズの大小は同一品とする。
 - 3、素材・機能・デザインがあきらかに違うものは別の品とする。
 - 4、セット販売等の場合には、セットで1品とする。
- 5 "かまくら推奨品"として認定(継続認定を含む)された産品については、一品ごとに認定登録料を徴収するものとし、その額は24,000円とし、有効期間は認定日から2年後の年度末とする。
- 6 認定会は、"かまくら推奨品"と認められた産品の事業者に対して、認定書(様式 3号)を発行する。
- 7 応募期間、認定会は、年1回以上とする。開催時期は委員会で決定する。
- 8 "かまくら推奨品"については、広く地元消費者や観光客に周知するため、マスコミへの積極的な情報提供を行い、鎌倉商工会議所所管の鎌倉駅陳列所、会報並びにホームページへの掲載、地域情報誌への掲載、関係機関への広報活動など、各種媒体、機会を活用しPRする。

- 9 推奨品に表示できる「認定マーク」のデザインは別表1に定める。
- 10 推奨品が料理を除く商品の場合には、個装する箱又は袋に「認定マーク」を印刷するか、シールを貼るものとする。但し、鎌倉産品推奨委員会が認めた場合には、「かまくら推奨品認定書」を店頭表示することで、これに代えることができる。「認定マーク」を印刷する場合にはデータを無料で提供する。「認定マーク」シールは有料とし、その額は別表2に定めるとおりとする。

(苦情の処理)

第4条 「認定マーク」を使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定日から2年後の年度末(3月)までとし、その後の継続 認定を希望する場合は、所定の継続認定申請書(様式2号)を提出するものとす る。但し、認定を取り消された場合には取り消しの日からその効力は消滅する。

(施行期日)

附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。

(施行期日)

附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。(第3条 認定方法一部改正)

(施行期日)

附 則 この要領は、平成22年9月9日から施行する。

鎌倉産品推奨委員会規約第3条第3号に係る認定要領 別表

(別表1)「認定マーク」の表示デザイン(青系・茶系の2種)





使用色(DIC色)

- 1.376×310 (茶系)
- 2. 70×251 (青系)

(別表2) 認定マーク (シール) 販売価格

項目	価	格
認定マーク(シール)	1シート50枚	130 円